

## 統計データ利活用推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の名称

統計データ利活用推進事業業務委託

### 2 目的

県民・事業者・職員が利用しやすい県のデータ提供体制を整備するため、統計調査課（以下「当課」という。）所管の以下に示す仕様書で指定する統計データを、機械判別可能なオープンデータとするとともにデータ加工方法の確立を図る。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 内容

別添「統計データ利活用推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月16日（金）まで

#### (3) 委託限度額

2,986千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

### 4 スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和7年（2025年）7月2日（水）
(2) 質問期限	令和7年（2025年）7月9日（水）正午必着
(3) 質問回答	令和7年（2025年）7月16日（水）
(4) 参加表明期限	令和7年（2025年）7月23日（水）正午必着
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年（2025年）7月30日（水）正午必着
(6) 最終審査（プレゼンテーション）	令和7年（2025年）8月6日（水）予定
(7) 最終審査結果通知	令和7年（2025年）8月6日（水）予定
(8) 契約	令和7年（2025年）8月中旬予定

## 5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 当該法人の役員が次の各号のいずれに該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して  
いる者

## 6 応募手続き

### (1) 質問

実施要領や仕様書等について、疑義がある場合、下記のURL(電子申請システム)から質問書(様式1)を提出すること。

URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/1001557>

#### ① 提出期限

令和7年（2025年）7月9日（水）正午必着

※提出後は必ず電話で確認すること。

② 質問への回答

回答は随時電子メールで行う。

なお、回答内容は熊本県のホームページで公開する場合がある。

（令和7年（2025年）7月16日（水）予定）

（2）参加表明

下記の URL（電子申請システム）から参加申込書（様式2）等を提出すること。

URL：<https://logoform.jp/form/x4b6/1001526>

① 要添付書類 ※電子化（PDF等）のうえ、提出すること。

ア 会社概要の分かるパンフレット等

イ 登記事項証明書（個人事業主の場合は本籍地の市町村からの身分証明書）1部

※写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書

ウ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書 ※写し可

エ 国税及び都道府県税の滞納がないことの証明書

※写し可、提出日前3か月以内に発行された証明書

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）都道府県税に未納がないことの証明書

（i）熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書

（ii）熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書（「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・特別税についての直近の事業年度分の納税証明書）

（iii）個人の場合は、（i）もしくは（ii）に加えて、個人県民税（市町村民税）に未納（滞納）がないという旨の証明書

※（ア）（イ）それぞれを提出すること。

（補足）

令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記イからエまでの書類を省略可能。

なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、参加表明の提出者は代表となる構成員が担うものとし、参加表明

フォームQ2に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。  
代表構成員以外の構成員の上記イからエまでの書類については、  
参加表明フォームQ8、10、12、14で提出すること。

② 提出期限

令和7年（2025年）7月23日（水）正午必着

③ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって  
行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）  
については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を  
満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すも  
のとする。

(3) 提案書

下記の URL（電子申請システム）から提出すること。

URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/1001930>

① 提出書類

ア 企画提案書（様式3）に沿って提出してください。

イ 事業者の取組に関する申出書（様式4）

※別表「審査基準表」⑦に記載の「評価項目」に該当がない場合、  
提出不要。

② 提出期限

令和7年（2025年）7月30日（水）正午必着

③ その他

- ・企画提案書作成・提出に要する経費は、全て提出者負担とします。
- ・提出期限以降における企画提案書の追加及び差し替えは認めません。

7 受託者の選定方法

以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を行い、最も高く  
評価された提案者を受託候補者として選定する。

なお、提案者が6者以上になった場合は、事前に別表「審査基準表」に基づ  
いて、書類審査を実施し、上位5者についてプレゼンテーションによる審査を  
行う。

日時や場所の詳細については、提案書記載の連絡先に電子メールで通知  
する。

ア 日時 令和7年（2025年）8月6日（水）予定  
プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の合計  
30分程度

イ 場所 熊本県庁内会議室（オンラインでの実施も可）

ウ 審査基準

別表「審査基準表」のとおり。

各審査員の評価点の合計点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が採用基準点（50点）に満たない場合は、採用しない。

## 8 契約

### (1) 契約

審査会で受託候補者として選定された者と県との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は受託候補者が辞退した場合は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除できる。

## 9 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/20/238578.html>

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された企画提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年9月27日

条例第65号)に基づき公開することがある。

- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者であっても、参加資格を満たしていない場合は、契約締結しないこととする。(この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。)
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、下記のURL(電子申請システム)から参加辞退届(様式5)を提出すること。

URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/1002542>

## 11 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部交通政策・統計局

統計調査課 情報解析班 坂崎

TEL : 096-333-2176

E-Mail : sakazaki-k@pref.kumamoto.lg.jp

(別表)

### 審査基準表

審査項目		評価項目	配点
①	実施体制 (20点)	○業務実施体制 ・業務責任者や体制の工夫。 ・類似業務の経験や業務内容に関する専門知識、ノウハウ等の有無及び内容。	20

②	提案内容 (45点)	○検討・作成作業 ・検討作業について、当課（現地及びweb会議）における対象の統計データの作成手順等の確認方法の工夫。 ・検討しているオープンデータ化の手法（案）の工夫。	40
		○相談体制の構築 ・相談に対応する手段（電話、メール、その他等）と体制の妥当性。 ・相談対応者の類似業務の経験や業務内容に関する専門知識、ノウハウ等の有無。	5
③	スケジュール (10点)	○業務工程表 ・業務工程の妥当性。 ・作業項目及び当課との協議回数の妥当性。	10
④	業務実績 (10点)	○調査業務の契約実績 ・地方公共団体等の調査業務委託実績の有無及び内容。	10
⑤	参考見積額 (10点)	○見積金額 ・見積金額の妥当性。	10
⑦	事業者の取組 (公告日現在) (5点)	○働く環境の整備 ・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	2
		○多様な人材の活躍 ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
		○環境の配慮 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または、森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
		○その他の持続可能な社会の実現 ・熊本県SDGs登録制度に登録しているか、またはパートナーシップ構築宣言の登録をしているか。	1
			100

※⑦事業者の取組は「(様式4)事業者の取組に関する申出書」の評価項目を基に評価する。